

議案第113号

損害賠償額の決定について（水道局関係）

本市水道事業において生じた事故に係る損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事 件 概 要
9,259,000円 損害補てん金 9,259,000円 大阪ガス株式会社	福島区福島4丁目1番79号先において、埋設されていた本市の配水管が老朽化により破損したため、当該破損箇所から水が噴出し、当該噴出した水に巻き込まれた周辺の砂が同配水管の付近に埋設されていた被害者所有のガス管に継続して当たって摩耗させたことにより、同ガス管を破損したもの

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

本市水道事業において生じた事故に係る損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。